

労災保険 仕事の原因のケガや病気で

「通勤災害」
も含む

医者にかかったり
障害が残ったり
休んだり
亡くなったら…

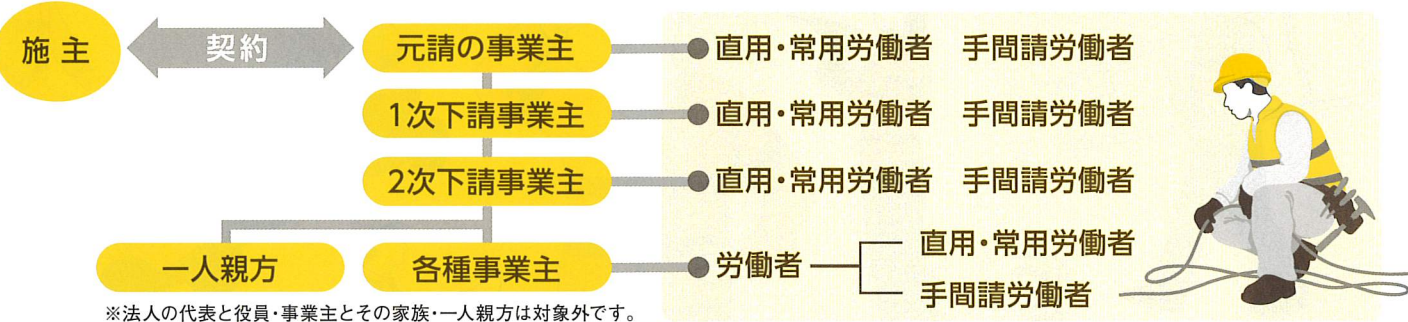


労働保険事務組合に委託できる金額と地域

有期事業の場合は
1現場の元請金額が **1億8千万円未満** かつ
保険料の見こみが **160万円未満** であること。
※事業所と現場の地域限定はなくなりました。

一人親方労災は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、山梨県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県の1都8県の方に限定されています。

事業所労災が適用される労働者



補償内容 (給付基礎日額 1 万円の場合)

療養補償	無料	傷病の治療費や手術代・薬剤費など 治るまで無料 (10 割給付です)。	介護補償	● 常時介護 支出した費用…………… (上限 177,950 円) / 月 介護の費用を支出していない場合 …………… (一律定額で 81,290 円) / 月
休業補償	24 万円 / 月	初診日から 4 日目以降は前 3 カ月の 平均賃金 (特別加入者は基礎日額) の 8 割が治るまで。		● 随時介護 支出した費用…………… (上限 88,980 円) / 月 介護の費用を支出していない場合 …………… (一律定額で 40,600 円) / 月
障害補償	障害年金 313 万円 (1 級の場合) 特別支給金 342 万円	傷害が治った後、身体に一定の障害 が残った場合、障害の程度に応じて 年金、または一時金を支給。		
遺族補償	妻あり、55 歳以上 (年金)…………… 175 万円 / 年 前払一時金…………… 最大 1,000 万円 扶養なし、一時金…………… 1,000 万円	労働者が亡くなった場合、生計を一にしていた遺族へ給付基 礎日額の 153~245 日分の年金。年金受給者がいない場合 は、給付基礎日額 1000 日分の一時金。	その他	葬 祭 費 用…………… 61 万 5 千円 遺族特別給付金…………… 300 万円

複数事業所労働者の場合、複数の賃金 (特別加入の日額含む) が給付の対象になることがあります。

(詳しくは支部へお尋ね下さい)

建築事業・建築事務所の場合、保険料は…

建築事業	年間予想元請工事金額 (概算) × 労務費率 × 保険料率 = 年間保険料
	元請工事額 1,000 万円 (予想) × 労務費率 23 / 100 × 料率 9.5 / 1000 = 21,850 円 (年間保険料)
	保険料率 元請事業の種類によって違います。 詳しくは支部へ * 建築事業 9.5 / 1000 * 既設建築物設備工事業 12 / 1000 * その他の建設事業 15 / 1000 * 事務所労災 (事務員がいたり不特定現場の時) × 3 / 1000 * 木材又は木製品製造業 13 / 1000 * ビルメンテナンス 6 / 1000
事務所	年間賃金総額 (概算) × 保険料率 = 年間保険料
	賃金総額 1,000 万円 × 3 / 1000 = 30,000 円 (年間保険料)

通勤災害について

事務所 (資材置き場) に寄ってから現場に向かう場合は、自宅から事務所までは事務所労災、事務所から現場までは現場労災を適用します。事務所労災の加入が必要な事もありますのでご相談ください。

特別加入

それぞれの事業所の事業主とその家族、一人親方は特別加入が必要です。

労災事故に備えて、事業主・一人親方特別加入の給付日額は、家族やご自身のため、生活を支えられる日額に加入しましょう。



特別加入ができる方の範囲

法人事業所の役員・事業主と家族従事者

* 事業所労災に加入
* 年間 100 日以上労働者を使用
* 労働者と同じ様に現場で従事
* 家族従事者は同時加入

建設業一人親方

* 建設事業に従事している事
* 労働者を使用していない (年間 100 日未満の使用なら OK) しかし元請になり、労働者を使用する場合は現場労災に加入。

ダンプ持ちの一人親方 (建設関連貨物)

* 労災特別加入は可能ですが、基本的に通勤災害の適用はありません。

加入時健康診断について

粉塵作業をおこなう業務 (3 年以上)、振動工具使用の業務 (1 年以上)、鉛業務 (6 か月以上)、有機溶剤業務 (6 か月以上) に従事したことがある場合健康診断を受ける必要があります (受診結果証明書を確認した上で労働局が承認してから労災保険が適用されます)。

特別加入者の保険料

所得に応じた加入をお願いします。

給付基礎日額 (日額が補償額 を決定します)	事業主特別加入保険料			建設業 一人親方 (特 2 種)	建設関連貨物 一人親方 (特 1 種)
	建築の事業 料率 9.5 / 1000	既設建築物設備工事業 料率 12 / 1000	事務所 料率 3 / 1000	年間保険料 料率 17 / 1000	年間保険料 料率 11 / 1000
25,000	86,687.5	109,500	27,375	155,125	100,375
24,000	83,220.0	105,120	26,280	148,920	96,360
22,000	76,285.0	96,360	24,090	136,510	88,330
20,000	69,350.0	87,600	21,900	124,100	80,300
18,000	62,415.0	78,840	19,710	111,690	72,270
16,000	55,480.0	70,080	17,520	99,280	64,240
14,000	48,545.0	61,320	15,330	86,870	56,210
12,000	41,610.0	52,560	13,140	74,460	48,180
10,000	34,675.0	43,800	10,950	62,050	40,150
9,000	31,207.5	39,420	9,855	55,845	36,135
8,000	27,740.0	35,040	8,760	49,640	32,120
7,000	24,272.5	30,660	7,665	43,435	28,105
6,000	20,805.0	26,280	6,570	37,230	24,090
5,000	17,337.5	21,900	5,475	31,025	20,075

● 給付基礎日額が 18,000 円以上の場合には所得の確認をさせていただきます。 ● 新規加入の方は本人確認が必要になりました。

※ 建築の事業は、総額から端数切り捨ての計算になります。

年度更新で日額変更する場合は、3 月までに手続きが必要です。(遅れて手続きした場合、4 月~7 月のケガは旧日額での給付計算となります)

手間請は?

事業所が備える 法定四帳簿

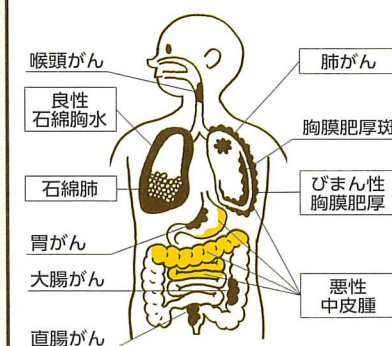
※ いずれも事務組合にあります



坪・平米 (㎡) いくらの出来高払いの労働者は事業所労災の対象です。雇入れ通知書を出して、法定四帳簿 (労働者名簿・出勤簿・賃金台帳・年次有給休暇取得管理簿) の常備で労働者性を確認します。手間返しは必ず賃金の授受で精算し、グループ手間請の世話役などは上記 4 つの書面の整備で労働者性を証明します。使用者の指揮監督下で働き、賃金を支払われる者が労働者です。

表面化している 石綿障害

石綿による 健康障害のいろいろ



※ 喉頭がん・胃がん・大腸がん・直腸がん・胸膜肥厚斑は労災対象の疾病ではありません。

石綿健康被害救済法に基づく「一般拠出金」の徴収

- ◆ 対 象 労災保険適用事業場の全事業主
※ ただし、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は対象外。
- ◆ 料 率 業種を問わず (労働者の賃金総額 × 0.02 / 1000)
- ◆ アスベスト被害者救済のための給付財源として、すべての事業所が徴収対象となります。

一般拠出金の算定例 (確定保険料)

賃金総額 × 一般拠出金率 (0.02 / 1000)

【例】継続事業 (末尾 0 番、6 番) の場合は、

事業主が労働者に支払った賃金総額 (千円未満切捨て) × 0.02 / 1000

1 千万円の場合 1 千万円 × 0.02 / 1000 = 200 円

※ 一括有期建築事業 (末尾 5 番) の場合は、

【例】元請け工事額 1 千万円 × 労務比率 23 / 100 × 0.02 / 1000 = 46 円

保険料は 1 円未満切捨てで計算します。

※ H26.4~ 率は、0.02 / 1000 に変更となりました。

雇用保険 労働者への給付内容

(雇用保険に入って様々な制度を利用しよう)

31日以上引き続き雇用される見込みがあり
1週間の所定労働時間が20時間以上の方も加入しなければなりません。

失業した場合…
退職前賃金の
4.5～8割が支給
(上限があります)



① 一般の受給資格者 (定年退職や自己の意思で離職した者)

離職時等の年齢	被保険者であった期間		
	1年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

※雇用保険基本手当を受給するためには週所定労働時間の長短にかかわらず、原則各月の賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上で雇用保険加入期間が満12カ月必要です。

② 特定受給資格者 (倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者)

※特定受給資格者の受給資格は各月の賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上で雇用保険加入期間が満6カ月必要です。

特定理由離職者 (雇い止めによって離職した者・正当な理由のある自己都合により離職した者)

離職時等の年齢	被保険者であった期間				
	6カ月以上1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※非正規労働者の適用範囲が拡大され、「6カ月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

③ 高年齢雇用被保険者の給付 (65歳以上の被保険者)

- 被保険者であった期間が1年以上の場合 基本手当日額の50日分
 - 被保険者であった期間が1年未満の場合 基本手当日額の30日分
- が一時金として支給

④ 短期雇用特例被保険者 (4ヶ月以上の期間を定めて季節的に雇用される者)

失業した場合、基本手当日額の40日分が一時金で支給されます。

保険料は? 賃金総額 × 保険料率

年間賃金総額 ×) 保険料率	600万円 ×) 0.0175	負担…
建設業保険料	105,000円	事業主 → 66,000円 労働者 → 39,000円

※中小事業主への給付は、雇用調整助成金・キャリアアップ助成金・建設労働者確保育成助成金など様々な奨励金・助成金があります。
※被保険者への給付は、高年齢雇用継続給付金・育児休業給付金・介護休業給付金・教育訓練給付金等があります。
※保険料は年齢に関係なく発生します。

賃金額に上記の保険料率を掛けます。一旦事業主が概算で総額を納め、賃金を払う都度、労働者から労働者負担分を控除します。
2025年4月1日から変更になります。

	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
建設	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

労働保険事務費 (中野支部)

一括有期事業							
加入金	特別加入金1人	1,000万未満	3,000万未満	5,000万未満	8,000万未満	1億未満	左記以上
0円	3,000円	10,000円	12,000円	15,000円	17,000円	20,000円	25,000円

継続事業 (製造業など)								一人親方	
労災保険				雇用保険				加入金	事務費
加入金	1～4人	5～9人	10人～	加入金	基本事務	1人	20人～ 一人につき		
0円	10,000円	12,000円	15,000円	0円	10,000円	3,000円	2,000円		

年度更新・新規加入しおり

労災/雇用 労働保険

2025年度

療養費 休業 障害 介護 遺族補償 葬祭

東京土建の各支部労働保険事務組合は、国の認可を受け、労災事故や職業病への対応、雇用保険の助成金相談、離職票の交付等、様々な相談に応じています。信頼できる事務組合です。
労災保険は一人でも労働者を使用すると強制加入です。雇用保険は31日以上労働者を使う見込みがある場合、資格取得手续が必要です。



費用徴収の対象となる事故と徴収額

対象となる事故	
事業主が故意又は重大な過失により 保険関係成立届を提出していない期間中に生じた 業務災害及び通勤災害の原因である事故	事業主が故意又は重大な過失により 生じさせた業務災害の原因である事故
徴収額 (保険給付の支給のつど)	徴収額 (保険給付の支給のつど)
故意に 手続きを しない場合 「給付額 × $\frac{100}{100}$ 」相当額	重大な過失に より手続きを しない場合 「給付額 × $\frac{40}{100}$ 」相当額
	「給付額 × $\frac{30}{100}$ 」相当額

資本金1億円を超える法人事業所の雇用保険被保険者資格取得喪失等の手続きは電子申請が義務化されました (事務組合は適用除外)

●3年連続で、保険料が40万円以上になった事業所は、翌々年度から事故発生割合で増減率を掛けた保険になります。

こんな時は組合にご相談を

- 手間請労働の場合は?
- ダンプ持ちの一人親方だけど
- 労災保険だけでは補償しきれない
- 現場で施主や他人にケガをさせた

● 事業主も東京土建で特別加入ができます ●

東京土建一般労働組合 **中野支部**

〒165-0024 中野区松が丘1-8-4

TEL.03-3388-5441 FAX.03-3319-1446